（千葉船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第四条　千葉船舶通航信号所に関する告示（昭和六十一年海上保安庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

電波の型式、周波数及び空中線電力又は海岸局識別の項通報用の項を次のように改める。

通　報　用	○○四三一○三○二（観音埼送受信所）
	○○四三一○三○三（本牧送受信所）
	○○四三一○三○四（浦安送受信所）

通報事項の項、通報時間の項及び通信事項の項を次のように改める。

通　報　事　項	千葉港（港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）別表第一に掲げる千葉港の区域をいう。）における次の事項 一　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 二　船舶の交通の制限又は禁止の状況 三　航路標識の異常の状況 四　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 五　その他船舶の航行の安全上必要な事項
通　報　時　間	適時
通　信　事　項	一　無線電話による場合 イ　千葉航路及び市原航路（それぞれ港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第二に掲げる千葉港の千葉航路及び市原航路をいい、以下「航路」という。）における管制の状況及び予告 ロ　航路及びその付近水域における総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶及び危険物を積載した総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶の動向 ハ　通報事項の項各号に掲げる事項 二　船舶自動識別装置による場合 主として航路及びその付近水域にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

記事の項第一号中「通信時間」を「通信容量」に改め、同項に次の一号を加える。

四　千葉船舶通航信号所の行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。

○東北地方整備局告示第四十七号

阿武隈川水系白石川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第四十八号

阿武隈川水系広瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第四十九号

阿武隈川水系摺上川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十号

阿武隈川水系松川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十一号

阿武隈川水系荒川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十二号

阿武隈川水系笹原川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十三号

阿武隈川水系釈迦堂川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十四号

北上川水系二股川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局北上川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十五号

北上川水系胆沢川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十六号

北上川水系和賀川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　東北地方整備局長　青山　俊行